

学校給食用冷凍・冷凍冷蔵保管庫貸付事業実施要領

(公益財団法人山口県学校給食会)

第1 目的

学校給食用食品原材料、製品等は、学校給食衛生管理基準で食品別に保存基準を定め、温度管理を適切に行うこととされている。

このためその貸付事業として、公益財団法人山口県学校給食会（以下「給食会」という。）は、学校給食実施校及び共同調理場（以下「学校等」という。）の設置者に、学校給食用冷凍・冷凍冷蔵保管庫（以下「保管庫」という。）を無償で貸付、当該学校等に設置し、学校給食のより一層の安全を図るものとする。

第2 貸付事業の内容及び対象者

給食会は、学校等の規模に応じて、学校給食用物資を適切に保管するための保管庫を学校等の設置者に、無償で貸し付けるものとする。

第3 貸し付け台数

保管庫の貸し付け台数は、毎年予算の範囲内で優先度の高いところから計画的に貸し付ける。

第4 貸付け条件

- (1) 貸付期間は、原則として無期限とする。
- (2) 保管庫使用にかかる費用（電気料、修理費、維持管理費等）及び不要になった場合の処分費用は、学校等の負担とする。

第5 申請手続き

保管庫の貸付けを希望する学校等は、「借受申請書（別紙様式1）」により別に定める期日までに給食会へ申請するものとする。

第6 貸付先の決定等

- (1) 給食会は、第5により学校等から借受申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、また必要に応じて現地調査等を行い、貸付先を決定するものとする。
- (2) 借受希望台数が貸付台数を超える場合は、給食会が選考の上、貸付先を決定するものとする。
- (3) 給食会は、前項（1）、（2）により貸付先を決定したときは、速やかに当該学校等へ「貸付決定通知書（別紙様式2）」により通知するものとする。

第7 保管庫の設置

- (1) 貸付が決定した学校等への保管庫の設置は、あらかじめ納入業者が学校等へ設置予定日を連絡の上、搬入設置するものとする。

(2) 保管庫の設置場所は、給食調理施設の敷地内又はその付近とし、給食会の承認を得た場所とする。

(3) やむを得ず保管庫を移動する場合は、給食会の承認を得て移動するものとする。

第8 受領書の提出

学校等は、保管庫設置後10日以内に「受領書(別紙様式3)」を給食会へ提出するものとする。

第9 貸付契約の締結

給食会と学校等の設置者は、別に定める「学校給食用冷凍・冷蔵冷蔵保管庫貸付契約書」により貸付契約を締結するものとする。

第10 保管庫の管理

(1) 給食会は、保管庫管理台帳を作成し、各保管庫ごとに設置年度、型式、設置場所、設置費及び使用状況等を明確にしておくものとする。

(2) 学校等は、管理者を定め適正に維持管理し、故障破損等の未然防止に努めなければならない。

第11 保管庫の処分等

(1) 学校等は、貸付受けた保管庫が老朽化等により使用不能又は不要となった場合には、速やかに給食会にその旨の報告を行い、給食会の指示を受けるものとする。

(2) 使用不能となった保管庫の廃棄処分は、学校等で処分するものとする。
その際、費用は学校等の負担とする。

第12 貸付の取消し

給食会は、学校等がこの要領に定める事項に違反したときは、保管庫の貸付を取り消すことができるものとする。

第13 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、給食会理事長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成24年7月1日から適用するものとする。

附則

この要領は、平成25年4月1日から適用するものとする。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

(公財) 山口県学校給食会理事長 様

学校又は共同調理場名

学校又は共同調理場所在地

校長名又は共同調理場長名

㊟

平成 年度学校給食用冷凍・冷凍冷蔵保管庫借受申請書

下記のとおり借り受けたいので、申請いたします。

記

1. 借受設備

冷凍保管庫 _____ 型 _____ 台

冷凍冷蔵保管庫 _____ 型 _____ 台

2. 給食人員 _____ 人

3. 貸付事由

山給第 号
平成 年 月 日

様

(公財) 山口県学校給食会

理事長 松 永 卓

学校給食用冷凍・冷凍冷蔵保管庫貸付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありましたことについて、下記のとおり貸付けることが決定しましたので、学校給食用冷凍・冷凍冷蔵保管庫貸付事業実施要領第6の(3)の規定により通知します。

記

1. 貸付決定機種

冷凍保管庫	4000型		台
〃	6000型		台
〃	1,0000型	1	台
〃	1,3000型		台
〃	1,6000型		台
冷凍冷蔵保管庫	6000型		台
〃	1,1000型		台
〃	1,3000型		台

2. 貸付決定を受けた学校等は学校給食用冷凍・冷凍冷蔵保管庫貸付事業実施要領の定めるところに従わなければならない。

3. 冷凍・冷凍冷蔵保管庫を受領したときは、学校給食用冷凍・冷凍冷蔵保管庫貸付事業実施要領第8により受領証を提出するものとする。

受領証

平成 年 月 日

(公財) 山口県学校給食会理事長 殿

学校 (共同調理場) 名

校長 (場 長) 名

㊦

平成 年 月 日付けで貸付決定通知のありました学校給食用冷凍・冷凍冷蔵保管庫
を下記のとおり受領しました。

記

学校給食用 冷 凍 保管庫 0 型 台
冷凍冷蔵